

湯河原町生ごみ処理器設置費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭から排出される生ごみの自家処理を促進することにより、本町のごみの減量化を図るため、生ごみ処理器を購入し、かつ、設置した者に対し、その費用の一部を助成することについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生ごみ処理器 処理容器及び電動式処理器をいう。
- (2) 処理容器 電力を利用せずに、微生物により生ごみを分解し、減容し、及び堆肥化する容器をいう。
- (3) 電動式処理器 電力を利用し、生ごみを分解し、減容し、及び堆肥化する容器をいう。

(対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、町税等（湯河原町特定滞納者に対する特別措置に関する条例（平成20年湯河原町条例第1号）別表第1に掲げる歳入をいう。）に滞納がなく、生ごみの減量を図るため、生ごみ処理器を購入し、設置した者で次に掲げるものとする。

- (1) 本町に住所を有し、かつ、現に居住している者
- (2) 本町に事業所を有している者

(助成額)

第4条 助成金の額は、次の各号に掲げる生ごみ処理器の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 処理容器 購入費用の2分の1以内の額とし、1基当たり4,000円を限度額とする。
 - (2) 電動式処理器 購入費用の2分の1以内の額とし、1基当たり20,000円を限度額とする。
- 2 助成額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 第1項の規定により、助成金の交付を受けることができる生ごみ処理器の数は、一世帯又は一事業所につき、処理容器にあつては2基、電動式処理器にあつては1基までとする。

(交付申請)

第5条 処理容器の助成金の交付を受けようとする者は、湯河原町生ごみ処理器設置費助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 処理容器の購入領収書
- (2) 町税に滞納がないことを証する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 電動式処理器の助成金の交付を受けようとする者は、湯河原町電動式生ごみ処理器設置費助成金交付申請書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 電動式処理器の購入領収書
- (2) 町税に滞納がないことを証する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 町長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査の上、相当と認めたものについては、助成の額を決定して湯河原町生ごみ処理器設置費助成金交付決定通知書（様式第3号）を発行し、助成金を交付する。

（助成金の返還）

第7条 町長は、不正な行為によって、交付決定を受けた者があるときは、その者に助成した費用の全部又は一部の返還を命ずることができる。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

（湯河原町生ごみ処理器設置費助成金交付要綱の廃止）

2 湯河原町生ごみ処理器設置費助成金交付要綱（平成5年7月1日制定。以下「旧要綱」という。）は廃止する。

3 平成12年4月1日前に旧要綱の規定によってなされた申請に係る助成金の交付については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月31日告示第24号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に提出されているこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。